

予算特別委員会

令和5年6月23日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和5年6月23日(金) 午前9時30分 開会
午前11時09分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川 村 優 子
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	梨 本 洪 珪
議 員	横 井 晶 行
〃	柴 田 三 乃
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
総務部長	林 本 裕 明
生活安全課長	西 川 雅 大
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
市民生活部長	前 村 芳 安
環境課長	西 川 勝 也
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
こども未来創造部長	中 井 智 恵

こども未来課長	西川	修
産業観光部長	植田	和明
農林課長	吉田	賢二
商工観光プロモーション課長	竹内	和代
都市整備部長	安川	博敏
都市計画課長	奥田	雅彦
建設課長	西川	好彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋	行則
書記	新澤	明子
〃	神橋	秀幸
〃	岸田	聖士

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第56号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。梅雨で、本当に晴れ間と、そして雨の日の寒暖の差が非常に激しいこの時節でございます。皆さん、体調管理はくれぐれもご注意をいただきまして、この季節乗り越えていただきたいというふうに思います。辺りを見回しますと、田んぼの様子も、皆さん田植も大分終わりました、本当に緑が映えるいい葛城市の景色でございます。そんなまちづくりのために、皆さんどうぞ、予算特別委員会、慎重なるご審議をいただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員のご紹介させていただきます。増田議員、横井議員、松林議員、柴田議員、よろしくお願いいたします。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただきまして、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用につきましては個人の意思に委ねられておりますので、葛城市議会ではマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用も認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協力よろしくお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たりまして、事前に一般会計補正予算の審査方法について確認をいたしたいと思っております。今回の補正予算の範囲は、歳出で7款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑につきましては、まず歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。3款、4款の質疑が終了しましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5款から歳出の最後までと、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、歳出の最後までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

この説明に対して、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議第56号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第56号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、簡潔にご説明のほうを申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,566万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億3,563万3,000円とするものでございます。また、第2条では地方債の補正でございます。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳出よりご説明をさせていただきます。3款民生費、1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費で補正額は382万円、10目の住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費で、補正額は1,706万1,000円でございます。こちらはコロナ禍における国策として実施されました緊急対策支援事業の精算に伴う国庫補助金の返還金でございます。

続きまして、最下段の4項1目生活保護総務費で、補正額は250万6,000円でございます。生活保護基準額の見直し等に伴うシステム改修委託料でございます。

7ページの中段をお願いいたします。5款農林商工費、1項3目農業振興費で、補正額は1,125万円でございます。農業者を志す者に対する補助金で、就農後の経営に必要となる設備や施設等の導入支援を行うものでございます。

続きまして、その下段、3項2目観光費で、補正額は1,235万9,000円でございます。うち、観光振興事業で669万円、8ページに移っていただきまして、上段の観光施設管理運営事業で566万9,000円でございます。この2つの事業につきましては、国の補助金であるデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けまして、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業の推進を図っていくものでございまして、多言語対応観光ホームページの作成、またデジタルサイネージを活用して葛城市の観光情報の発信を行っていくものでございます。

8ページの中段でございます。6款土木費、2項1目道路橋りょう維持費で、補正額は700万円でございます。こちらは石橋の調査費でございます。

続いて、4項3目公園管理費で、補正額は2,400万円でございます。こちらにつきましても、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けまして、道の駅かつらぎとしあわせの森公園が一体となった新たな観光資源を創出するため、しあわせの森公園展望広場等に照明設備等の設置を行うものでございます。

その下の7款消防費、1項2目非常備消防費で、補正額は443万3,000円でございます。消防団の力向上モデル事業に係る水防物品の採択を受け、簡易設置型止水板等の購入を行うものでございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。事項別明細書の5ページでございます。

上段より、14款国庫支出金でございます。2項1目総務費国庫補助金で、補正額は1,549

万3,000円、デジタル田園都市国家構想交付金でございます。また、5目消防費国庫補助金で、補正額は443万3,000円でございます。

続いて、15款の県支出金でございます。2項4目農林商工費県補助金で、補正額は1,125万円、経営発展支援事業補助金でございます。

18款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金では、収支の調整といたしまして3,992万9,000円を繰り入れるものでございます。

続いて、21款市債でございます。1項5目土木債で、補正額は1,050万円でございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただきましたとおり、初めに、歳出3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私、1つ質問をしたいと存じます。まず6ページなんですけど、3款民生費、2項児童福祉費、それから2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金というものなんですけど、これは歳入の5ページのほうで、これ100%国庫補助金というふうになっているものだと思いますけれども、この補助金の内容について、どのような事業に対する補助金なのか、その目的も併せてお伺いしたいと思います。

川村委員長 西川修課長。

西川こども未来課長 おはようございます。こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、ご質問いただきました保育環境改善等事業補助金についてご説明申し上げます。

市内の保育所における送迎用バスの置き去り防止のためのブザー設置に必要な経費を補助するものでございます。昨年、令和4年9月5日、静岡県において園児が送迎バスに置き去りとなり死亡する事案が発生したことを受けて、国は同様の事案を防止するため、安全装置の義務付け等の対策を実施することとなりました。この通知に基づきまして、市内保育施設が行う送迎に使用するバスへの安全装置の設置費用に対し、1台当たり17万5,000円を上限に補助を行うもので、同額が国の補助対象となるものでございます。市内において4台を想定しております。よろしくお願いいたします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 この補助金は、市内の私立の保育園への補助だと、安全装置の今し方ご説明くださった補助だというふうに思うんですが、これによりまして、市内の全ての保育所のバスに設置されることになるのでしょうか。それからまた、その設置時期の見通しについてお聞かせ願えらと思います。

川村委員長 西川修こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今ご質問いただきました内容につきましては、昨年の令和4年9月以降に設置した安全装置に係る経費が対象となります。令和5年度中に設置されれば、全て対象となる見込みでございます。市内の私立の保育園において送迎用に使用されているバスについて確認させていただきましたところ、既に装置の設置は完了している状況でございます。よろしくお願いいたします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 既に設置が完了しているということで、承知いたしました。安心いたしました。保育園の安全というものについては、この安全装置を設置したからと、これでもう安全というものではもちろんあるわけではありません。幸いにして、葛城市内ではこのような悲惨な事故ということは耳にすることがなかったんですけれども、今後とも保育園の安全について、市としてできることがありましたら積極的に支援のほうをしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点質問させていただきます。ページ数で言うと7ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、8目環境衛生費の17節備品購入費ということで42万9,000円計上されておりますけれども、どのような備品を、数量、目的等教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

川村委員長 西川勝也環境課長。

西川環境課長 環境課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問の備品購入費でございますが、今回補正させていただきますのは、従来から環境課で所有しております騒音計が今年の4月に故障いたしました。メーカーに修理を依頼いたしました。購入年度が古く部品もなく修理不可能という回答でございましたので、日常業務には必要不可欠なものであることから、今回補正予算を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 騒音計ということでありましてけれども、今現状、壊れてしまったわけですが、どのような形で、頻度ですね。住民の方から私どももいろいろ騒音の苦情がまいります。どういう形でこれ使われて、どのように利用されているのか、騒音計、これまでで結構ですので、それを替えるということですので、教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 西川環境課長。

西川環境課長 市民の皆様から騒音についてのお電話をいただきましたら、まずその騒音計を持って行かせていただいて測定をさせていただいております。それにのって、条例にあります音量の基準に合致しているかどうかということ現場のほうで測定させていただいて、お話をさせていただいております。

以上です。

川村委員長 いいですか、使用頻度は。

谷原委員 使用頻度うか、どんなもんですかね、住民のこれまでの。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 月によっては違うんですけど、月1件ないし2件程度かなというような感じでございます。

川村委員長 よろしいですか。

谷原委員 はい。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。私のほうから1点お願いします。6ページ、3款民生費、1目生活保護総務費、12節委託料、生活保護システム改修委託料の250万6,000円ですけども、まずこのシステム改修は、現状の生活保護システムのどの部分の改修なのかをお答えください。

川村委員長 山岡社会福祉課長。

山岡社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの生活保護システムの改修に係る内容でございます。大きくは2つ改修内容がございます。1つは生活保護費のうち生活扶助の算定に係る基準の算出方法が国のほうで変更となりまして、その適用が令和5年10月からの適用となるために、今回改修を出させていただいたものでございます。これにつきましては、令和5年3月に社会・援護局関係主管課長会議で示されたものというところで、今回補正に上げさせていただいたものでございます。

もう一つは、毎月国のほうに提出している被保護者調査というものがあるんですけども、この業務はこのシステムで行っておりまして、その調査項目の内容が見直しになるというところで改修が必要になったものでございます。こちらのほうは令和5年4月の事務連絡いうところで示されたものでございます。こちらについては、令和6年4月、来年度からの適用になるんですけども、今回、同じ改修があるということで同時に上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。大きく2点ですね。原因としては、国のその辺の制度が変更になる、あるいは調査項目の追加というところなんですけども、まずこのシステムは国が、要するにこれを使えと言ってるやつの全国共通のシステムなのか、あるいは各市町村が独自にベンダーに依頼して作ってるのか、まずどちらなんですかね、ここは。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまシステムのほうはそれぞれ独自に市町村でベンダーを入れてやっているもので、その都度、国の改修の内容にあり次第、ベンダーに依頼して改修しているというものでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 そうですね。各市町村で今、これ独自にやっているんですよ。これももう言い放しでいいんですけども、過去に私も予算やら決算やら、もういろんなところで言ってるんですけども、この費用というのは国から2分の1の補助を受けれるんですけども、各市町村がどのベンダーのどのシステムを使ってるかによって、この自前の経費負担が異なっているんですよ。要するにそれが高かっても安いほうに乗り換えることができへん、これ俗に言うベンダーロックですわ。そこのところをちゃんと調べた上でシステムを導入してるかいうたら、多分そんなんできてないと思う。将来的に国がどういうところを変更するか分からないんで。ところが1回導入してしまったら、今度はベンダーが自分のところのシステムを乗り換えることができへんからいうて、もう言いなりなんですよ、正直言うて。ここが一番問題なんですよ。それを国はやっぱり分かっていて、今後DXのところでは地方自治体によるそういうシステム負担のところをできるだけならずようにという意味もあってDXを進めてるわけなんですよ。そこのところでいち早くやっぱり国のシステムとどっちが費用対効果がどれぐらい差が出るかいうことを見極めていって、逆に高くなるようであれば、できるだけ国のところに乗っかるところを後ろに遅らせるとか、そういう判断もできるのかなと思いますので、とにかくもう一回使ってしまった以上は、これ替えることができないんで仕方ないんですけども、あまりにも市全体のシステム改修費というのが高止まりしてて、これはもう削減しようがないんです。我々言ったところでどうしようもないんです。ここは一考いただきたいところなので、これだけは申し上げておきます。

川村委員長 山岡課長、もし何か追加答弁があれば認めますけども、いいですか。もう今の意見を聞くということにとどめられますか。私も興味ありますのでね、非常に。じゃあ、よろしいですね、奥本委員。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 先ほどの吉村委員の質問の関連で、安全装置のお話なんですけども、今もう既に付いているというお話なんですけども、安全装置はいっぱいあると思うんですけども、国から推奨されているリストというのもあると思うんです。補助を出すのであれば、そこにちゃんと適応している、ほんまに安全な、例えば、例えばというか、安全装置付いてるんですけど事故起こりましたでは、話にならんわけじゃないですか。ちゃんと見られてんのかとか、品番といいますか、どういうもんが付いてるといのは確認されているのかと、もう一つはああいった事故というのは葛城市内では絶対出すわけにはいかないんですけども、市からとして保育所にどういう対策されてるかというのを聞かれてんのか、この2点お願いできますか。

川村委員長 西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課の西川でございます。

今お聞きいただきました、まず安全装置の件でございます。まず安全装置、国から推奨されている装置については2パターン、2種類ございます。まず最初に、警報装置をバスの後

部に設置いたしまして、エンジンを停止するとまずブザーが鳴り出します。そのブザーを停止するために、運転手がそれぞれの座席を見ながら後部まで歩いて行って、そのブザーを押して停止する。すなわち、それまでに座席に子どもたちが残っていないかというのを確認するのが、まず1つ目の国が推奨する装置でございます。もう一つの国が推奨している装置というものが、センサー式でございます。天井のほうにセンサーを付けまして、エンジン停止後一定時間を経ちますと、もしそのセンサーに子どもが残っていて反応するようなことであればブザーが鳴り出します。もちろん、置き去りにされた子どもを検知した状態で、車外に向けた警報装置も鳴り出します。この2パターンが国が推奨するような形で、どのような型番が対象になるのかというものを国が示しておりますので、それにのっとった形で民間保育所の園長先生がそれぞれ装置を設置されているというふうに聞いております。

それから、各園に対しましてそのようなことで市のほうから何か検証しておるのかというようなご質問でございますけども、もちろんこういう事故が起きました際には、そのようなことがないようにというようなことは周知しておるところでございますけども、それ以前に園のほうからも、装置が付いていなくても今までから子どもがバスに残っていないかどうかということは確認しておったということでございますので、その辺のところはこちらとしても安心しているところでございます。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと聞いておりますじゃなくて、確認していただきたいかなと思います。そのセンサーのほうも、両方共意味は分かるんですけど、例えばセンサーのほうやったら壊れてるときはセンサー反応しないわけじゃないですか。ブザー式のやつは壊れたら音が鳴らへんからすぐ分かるじゃないですか。ここがちょっと僕、どうなのかと思うところなんです。僕、保育園へ行ったときも、あの事故以来は入念に皆さんやられてんのは分かっておるんですけども、絶対出すわけにはいかんという意味でも、一旦どれを付けているのかというのをちゃんと確認していただかないと、付けるためにはそれぐらいの格は必要かなと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 僕からも1点だけお願いします。6ページの3款民生費、9目、10目もなんですけど、これ決算でも聞いたらええかもしれないんですけど、要はコロナの特別給付金のとときの精算に際してと思うんですけども、9目のほうでしたら22節で言いますと、この償還金利子及び割引料で返還金が20万円、10目のほうの22節ですと1,205万円。ということはこれ世帯で割ったら9目のほうは1世帯たしか10万円の給付やったと思うんです。10目のほうで言うと5万円の給付であったと思うんですけど、かなり開きがあるんですけど、9目のほうでしたら2世帯分が余りましたよみたいな。10目のほうでしたらこれ241世帯となるんですかね、5万円を割るとね。この開きというのをどういうふうに、受け取られてない方という、これ家計

急変世帯という申告されるやつもあったんかなと思うんですけど、その辺の分析というのはどうなっているかというのを聞かせていただいたら、決算でも聞けたらええんですけど、今ちょっと……。

川村委員長 いいですよ。ここの中ですから、大丈夫です。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

今回、このまず制度の概要なんですけども、上段のほうは、これは令和3年度、令和4年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、いわゆるこちらが新型コロナウイルス感染症の影響による対策として実施されました10万円の給付事業に係る返還金となります。もう一つの下段のほう、住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業に関しましては、物価高騰によるものとして実施された5万円給付事業に係る返還金ということになります。この返還金が20万円というところと1,700万円の違いといいますか、どういう経過でこうなったかということなんですけども、まず住民税非課税世帯等臨時特別給付金のほうに関しましては、これは令和3年度と令和4年度に事業のほうを実施しておりまして、最終的に国のほうでこちら両方共合わせて精算するというようなところになったところでございます。令和3年度の交付決定額としては、ちょっと細かい話になるんですけども、事務費のほぼ予算の満額をいただいております、これが1,998万5,000円、事業費については予算額の8割程度の額ということで、当初は3億3,560万円の交付決定を受けたところでございます。その後、令和4年度の交付申請というところになるのですが、この交付申請を行う時点では令和4年度の事業が9月末ぐらいに大体手続が終わってましたので、ほぼほぼ実績どおりの形で申請を行うというような流れになったところでございます。この事務費のほうにつきましては、その令和4年度分の事務費を足しても当初に決定していた額以内で収まっておりまして、その減額というのができないというところの中で、この361万9,518円というのが返還金になるんですけども、その分が当初決定した分から令和3年度と令和4年度の実績を引いた分の差額としてこの分が出てきたというところでございます。それと、事業費のほうの20万円につきましては、当初3億3,560万円に満たない形、令和4年度分を足しても満たない実績になりましたので、そこは追加の分として交付決定を受けるために2,330万円という形で交付申請しまして、本来でしたらプラスマイナスゼロで事業費のほう終わる予定だったんですけども、その申請後に個人の事情によるところで返還していただかなければならない案件が2件出てきて、それが20万円というところで返還金が出てきたというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 そしたらもう一つの、今はそれは10万円の分でしょう。5万円の分の説明をいただかないと。

山岡社会福祉課長 5万円のほうでございます。こちらは1回の事業で終わってまして、その事業費の補助金については1億7,350万円の交付決定、これはほぼほぼ予算額の95%ぐらいの額で決定を受けたんですけども、実績が1億6,145万円ということになりましたので、差引き分の1,205万円が返還金として出てきてると。同じく事務費のほうについても、予算額1,068万

7,000円の交付決定を受け、実績が567万6,657円となりましたので、この差引きの501万1,000円がそれぞれ返還金というようなどころになったところでございます。

以上でございます。

川村委員長 最終的に違いというのは説明聞いたら分かりますけども、西川委員おっしゃってるのは、多分、令和3年度、令和4年度の2か年でやってることと、これは単年度でやってることとの違いやと思うけど、そこのところはきれいにすばっと違いというところをポイントを抑えて答弁していただけるんやったら、西川委員が分かたらええねんけど。

(発言する者あり)

川村委員長 ほんなら、ちょっと待ってください。そしたら、今の答弁で西川委員が理解できたらいいから、西川委員にまず聞きます。ちょっと1回座ってください。

西川委員 内容はいろいろ言うていただいて分かったんですけど、上の9目のほうは令和3年度、令和4年度でそういう形で、本来やったらプラスマイナスゼロになる。それやったら、逆にその10目のほうというのも、もう僕、同じ方が基本的にもらわれてるんかなとこの感覚では思うんですね、その世帯で言うたら。ほんなら、この10目のほうも何でこんなに差が出てくんねやと。大体全部読めてますやんか、こっちの上のほうで世帯数というのも。これは何で10目のこの1世帯当たり5万円というのが、こんなにようさん、241世帯分ぐらい余ってきてんのかなという。もしかしたら、その上の1世帯当たり10万円、コロナのやつを受け取らなかった人でも、その物価高騰のやつを受け取ってない方がおられるんじゃないかなということを知りたかったということです。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。大変申し訳ありません。

あくまでも実績ベースというところでお話しさせていただいたらいいのかなと思うんですけども、当初、令和3年度分については4億円の予算を組ませていただいておった中で、補助金の交付決定を受けたのが3億3,500万円であったというところで、実際の予算額から考えますと、予算額としては余ってるんですけども、補助の申請額としては同額になるというところになりますんで……。

川村委員長 その世帯の件数の違いというところをもうちょっと明確に言っていただければ、今の西川委員の質疑は、要するに世帯が……。

(発言する者あり)

川村委員長 ちょっとごめんなさい。ちょっと待って。西川委員にもう一回言うてもらって、再度答弁していただいたらいいので、ちょっと整理しましょう。

西川委員。

西川委員 ほんなら、単純にこのコロナの緊急の1世帯当たり10万円受け取ってはる世帯と、この物価高騰の世帯と、受け取られた世帯数の差というのはどれぐらいあるかということを知りたいだけですか。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。

今の世帯分のお話でございます。令和3年度、令和4年度の非課税世帯分につきましては、合計で3,587件、これが10万円分支出させていただいた分の合計でございます。それと、物価高騰の分、緊急支援給付金のほうにつきましては実績が3,229件となっております、この差といたしましては300件ぐらい出てくるのかなというところでございます。

川村委員長 300件のその違いというか、その300件取らない理由というのは何か要因があるのかというところら辺は多分聞きたいと思うんよね、さっきの内容からずっと聞くとね。その部分をちょっと説明いただけますか。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

今の数字の差でございます。これもこちらの推測というところになるんですけども、この令和3年度に実施しました10万円の給付分に関しましては、1月1日におられなかった、市のほうで税情報を確認できない方、また未申告の方につきましては確認書という形で、もういわゆるプッシュ型でそのまま無条件に支出させていただいたような形の国のやり方だったんです。それ以降の令和4年度の10万円給付とその5万円給付につきましては、未申告の方は一旦申請書という形で申告していただいて、要は非課税になるかどうかというところをきっちり確認していただいてからの申請になるというところで、ちょっとその辺が令和3年度無条件で確認書でいけた方と、それ以降の分について申請して申告しなければ、非課税ということをはっきりさせてから手続きをさせていただいた方の分の差というのはちょっと出てくるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 やっぱりちょっとこれ心配してる場所とか、PR不足というところが出てきてんのか、要は申告を、多分受け取られる方は、まだあと300件ぐらいもしかしたらおられるかもしれないよね、申告してもらったらね。家計急変世帯とかそういうことなんですよ、恐らく。ほんなら、やっぱり実際そやから合うてくるんですよ、大体この余ってる金額が251件ぐらいなんですよ、これ割ったらね、返す額が。ほんなら、やっぱりその方というのが、恐らく市のほうでは申告をされてない方がおるということも把握をされてたかなと思うんですけど、その辺というのはあれなんですかね、もう質問できひんですね、もうこれね。

川村委員長 関連するから認めます。言ってください。

西川委員 要は申告をされてない、それ分かってなくて申告をされてない方というのも把握はできひんかなとは思いますが、できるんですかね、そういうところ。それがその後どういふふうに対応をされたかとか、申告してくださいよとかいうこととかいうのを文書で送られてんのかとか、そういうのを対応を教えてくださいたいと思います。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。ちょっと説明不足で申し訳ありません。

今の未申告の方につきましては、こちらのほうで確認書ではなく申請書というのを送らせていただいて、こういう手続きをしてくださいねというようなあっせんはさせていただいてま

す。何も送ってないということではなくて、まず勸奨してそれで手続をしていただいと
うところなので、今までの方でしたら極端な話、申告して、例えば課税になっても、そこま
では見に行かないというような形の国の方針だったんですけども、それ以降の分については、
きっちりと未申告の方は申告していただいと非課税というのがはっきりした段階で申請とい
うことになりましたので、こちらとしては皆様に書類を送らせていただいと、手続の流れの
中で1つそういう形が増えたと、国のやり方が変わったというところでちょっと減ったとい
う影響があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。了解いたしました。ありがとうございました。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、歳出の3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

川村委員長 それでは、次に歳出5款から歳出の最後までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分
についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。まず、5款3目農業振興費、農業振興事業、18節負担金補助及び交付金、
経営発展支援事業補助金1,125万円についてであります。この補助金はどなたが対象で
どういう補助の仕方をするのか、これをお聞きします。

川村委員長 どなたというのは個人名が言えないでしょうけど、どういう……。

坂本委員 どういう人に。

川村委員長 それでは、答弁お願いいたします。

吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしく申し上げます。

今回の経営発展支援事業についてでございます。今回、葛城市にて新規就農の予定の方で
令和5年度中に経営発展支援事業補助金を活用し……。

川村委員長 マイクをもうちょっと近づけて言っていただけますか。

吉田農林課長 この補助金額について補正予算を計上させていただいております。

経営発展支援事業補助金は、国が推し進める新規就農者育成総合対策の1つで、認定新規
就農者に対して就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入に係る経費に補助をするもの
です。補助対象事業の上限は、今回夫婦2人で就農する場合は1,500万円となっております。
負担割合は国が4分の2、県が4分の1を負担し、残り4分の1は申請者、就農者の自己負
担となっております。そのため、補助対象額の1,125万円を歳入と歳出で同額補正予算を計
上させていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。この新規就農者が対象であるということではありますが、では今までサラリーマンとかやっていた方が新規に農業に就こうというような人はなかなかいらっしゃらないかもわからないですけども、これはどのような形で新規就農者を募集されるのかが1つと、これは例えば市外の方が市内の農地に就農する人はその対象になるのか、この2点ちょっと申し上げます。

川村委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問のまず1点目で、どのように今、新規就農の案内をするかというところでございます。今回の申請者の方につきましては、あらかじめ新規就農の相談ということで、奈良県中部農林振興事務所のほうに相談に行かれた経緯もありまして、その中で新規就農の場所を探されてるいうところで、山麓地域で探されてるいうところで、葛城市のほうにもその辺の相談がまいりまして、相談しながら場所を選定して案内なり紹介をさせていただいたという経緯がございます。その中でいろいろな補助であったり、経営なりの指導であったり、そういうやり取りなり協議をさせていただいたところがございます。

今回の申請者の方は実際は市外にお住まいでございますが、葛城市で新規就農を予定されているというところで、葛城市での申請をして補助の申請を予定しているというところがございます。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。市外の方が葛城市内で農業をやられるということで補助金を出すというお話ですけれども、最後に、これこの夫婦2人だけが対象ということで、1人あるいは男性が2人だけであるとかいう場合はその対象にはならない……。

川村委員長 3回目の質問なんですけど、ちょっとした確認やから、すぐ答え、課長いけますか。ほんなら確認だけしましょう。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、補助の対象ということでございますが、今回は夫婦2人でということでの条件での額になりますが、もちろん単独であったり、そういう方でも申請ができます。ただ、その方によって補助金額が変わってきますので、その辺も補助の要綱を見ながら相談させてもらって相談を進めているというのが現状でございます。

川村委員長 そしたら、今、坂本委員はまだ慣れていらっしゃるけど、3回目はもう質疑はできませんので、ただ必要と認めた場合は許可しますので、内容確認ができないという状況の中ではさせていただきますので、委員の方、皆さんご承知おきいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、予算書の8ページの6款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費の12節委託料というのの測量設計等委託料についてお伺いをしたいと思います。これにつきましては、先ほど米田部長から石橋の調査費であるという説明がありましたけれども、この事業の概要と目的についてお聞かせ願えたらと思います。

川村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま吉村委員からご質問あった件について説明させていただきます。場所につきましては、いきいきセンターより北へ進んでいただきまして、高田川にかかっている石橋でございます。こちらにつきましては安全性が担保できないということで、昨年度、8月より通行止めのほうを一時的に行っております。その後、議員から、また地元からも、歩行者の通行につきまして通れるようにというご要望を受けまして、今回、専門家に委託し、橋の構造等を調べていただきまして、通行可能かどうかということをもまず調べていただきまして、通行するにはどういった補修が必要かという概算的な設計を委託するものでございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 専門家に依頼されるということでありまして、専門家にこれから依頼をされるので、どういった調査結果が出るかどうかというのは分からないんですが、ある調査結果が出ましたということに対して、市としてはどのような対応をされる可能性があるのか、どのような選択肢があるのかということについてお答えをいただけたらというふうに思います。

川村委員長 西川課長。

西川建設課長 様々な結果が出るかと思いますが、一例としまして簡易な修繕というのも考えられると思います。その際は、市内でも県内でも珍しい石橋でございますので、できるだけ景観を損なわないような修繕等を地元とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 簡易な修繕というお答えをいただきました。景観も損なわないようにというふうなお話をいただきました。これ、行者橋とか太鼓橋とか言われて親しまれてますが、ちょうどこれ県民だより奈良の去年の5月号なんですが、こここのところに三才の森の豆タヌキという昔話が載ってて、三才の森の豆タヌキが架けた橋やというような、昔話にもなるように親しまれている橋でございますので、江戸時代に造られた橋だというふうに聞いておりますので、もし修繕されるとしても、文化財的な価値が損なわれることのないよう、その辺り配慮いただきたいというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 これ補正予算なんであれですけど、今の理由である程度納得させてもらったので、単費でこれ全部いくわけじゃないですか。ほんで、吉村委員もおっしゃったみたいに、歴史ある橋で、それを守るみたいところで何か登録であったり認定であったり、そういうのを守

るための補助金みたいなんはないんですかね。これ、丸っぽ一般財源で行かはるみたいなんですけども、やる意味はある程度理解できましたけども、そういうのがない状態で、調べ終わった後で今からやられるということ、という理解でよろしいですかね。

川村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいま杉本副委員長のご質問につきまして、現状ではどういったことが起きるかまだ予想もできませんので、その際はいろいろ調査しながら進めたいと考えております。

以上です。

川村委員長 確認ですけど、補助があるかないかだけちょっと答弁を、単費やと今言われたので。

西川課長。

西川建設課長 文化的なほうにつきましては教育委員会のほうであるかと思っておりますので、また調査して調べさせていただきます……。

(発言する者あり)

川村委員長 大丈夫ですか、いけますか。ちょっと答弁をもう一回、再度答弁をお願いいたします。

西川建設課長 今のところはないので、今後、教育委員会と相談、協議しながら進めたいと思っております。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連で、この行者橋、七橋とか太鼓橋とかいろいろ名称もありますけれども、かなり長くかかって住民の方々が歩けなくなって非常に不便をしているということで、地元の方のいろいろなご要望もあるし、残してほしいという声もあるしなんですが、今ちょっと説明の中で、歩けるかどうかということ調べたいという目的でよろしいんですね。つまり、そのときに歩けないとなったときのことはまたそのときに考えていくと。歩けなくなったら保存するのか、また別に橋を架けるのかいろいろあるけど、それは今の段階では検討してないと。取りあえず歩けるかどうか。ではその場合の歩けるかどうかですが、車が通れるかどうかということまで含めてその荷重とかを全部見ていくということなんでしょうか。測量の目的を、ちょっと聞いてたのは、構造とかまず調べましょういうぐらいのことだったのかなと思うんですけど、その荷重も含めて歩けるかどうかということも含めた測量になるのかどうか、あるいは自動車ということも、あそこは自動車通ってましたからね。そしたら、これは補強したら自動車も通れるというふうなことも含めて、過去と同じような形で戻すということも含めてできるかどうかということを検討されているのかどうか、そこをお聞きしたいんです。

川村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいまの谷原委員の質問につきまして、自動車については考えておりません。歩行者のみでございます。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 7ページ、5款農林商工費、1項農業費、農地費の22節償還金利子及び割引料の土地改良事業補助金返還金の20万5,000円について質問します。これ、歳入のほうを見ると同額のところで転用負担金ということで雑入で入っております。まずこれの内容と、この雑入というのはどこからのものかというのを確認したいと思います。

川村委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

今回の予算の計上ですが、内容といたしまして、土地改良事業の受益地が定められた期間内に転用されたため補助金返還が必要となり、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。具体的に申し上げますと、認定こども園の予定地が土地改良事業の受益地やったところから、そのためその事業者が補助金の返還をするということで、それと歳入と歳出の補正をさせてもらうものでございます。よろしくお願いします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 大字當麻区内に建設予定がと言うか、整地に入ってますけども、認定こども園のところですよ。今おっしゃってるように、その土地改良区のところの水路のゲート、まずその補助金の返還は、次の質問です。補助金の返還が必要となる年限というのがどれくらいに設定されているのかということと、それから今回このゲートを廃止したら、本来ゲートというのは農業用とかいろんな水の水量を調整するためにあると思うんですけども、そういった農業者、農業事業等の支障はないのか、それと今後、代替のゲートの設置予定があるのかについて重ねてお伺いいたします。

川村委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、補助事業に係る転用等の制限の年限についてでございますが、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年間を経過しない間に行われる受益地の転用ということで、8年間の制限がある中での転用ということで今回の返還ということになります。

ゲートの受益地でございますが、この一帯の、補助整備地内の一帯の地域の中で、この部分の水利いう形での受益ですので、ほかの地域の影響はないと考えております。ということで、今後の代替のゲートの設置予定はないところでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。その補助金の返還となるのが8年間、以内ですね。8年を超えてしまうと、その返還が必要じゃないということで分かりました。水利のところに影響するゲートを廃止するわけですから、代替があるんかと思ったら代替ないということですけど、問題が起らないという認識でいいんですね。そういうふうに捉えてるとするか、もう全く問題が起らないということでもいいんですね。というても質問になってしまうので。

川村委員長 問題は起らないかどうかという確認……。

奥本委員 というふうにご考えておきますでもいいですけど。

川村委員長 はっきりそういう状況であれば補足答弁を、できるならお願いします。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

今、農地転用するわけでございますけれども、このゲートはそのまま残しまして農地だけが減るということでございますので、このゲートはそのまま現存します。その受益地の農地の一部が転用になるということでございます。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

奥本委員 分かりました。ゲートを取るのじゃなくて、農地ですね、対象は。

川村委員長 農地だけが、ゲートは残るという答弁です。よろしいですか。

奥本委員 はい。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほど質問させていただきます。坂本委員との関連にもなるんですが、7ページの5款農林商工費、1項農業費の3目の農業振興費であります。質問がございましたけれども、お聞きしたいのは、これは国の制度ということになりますから、その国の制度の概要についての中身となるかと思うんですけども、山麓地域に新規就農者の方がこうして来られるというのは大変歓迎したいと思えます。葛城市も新規就農確保事業をやりましたけど、なかなか応募がない中で予算が執行されないということが続きましたので、ただ、見ますと金額が1,000万円超えてるということで、これ内訳、何か設備投資に関わることについて補助金が出るようなことをお聞きしましたけど、例えば従来あったような生活に関わる費用も入ってるのかどうか、それも単年度なのか、あるいは5年間なのか、そういう期間があつて継続的にこうした形で補助金が支出されるような制度になっているのか、ちょっとそこをお聞きします。

2つ目いきます。2つ目ですけれども、ページ数でいきますと8ページの6款土木費の4項都市計画費の3目公園管理費です。ここに都市公園管理事業として工事請負費ということで2,400万円計上されておりますけれども、この事業内容についてご説明をお願いいたします。

川村委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

今回の計画ですが、葛城市山口の農地にハウスを建ててシイタケを栽培予定で、そのため、室内の温度、湿度、CO₂を適正に管理するハウスや設備等の初期投資が必要で、その費用が1,500万円以上かかることから、この経営発展支援事業補助金の活用を予定されているところです。この補助事業でいろいろ制約等条件があるわけですが、農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であることとかそういうことであつて、継続して農業をすることがもちろんの条件となっております。

以上でございます。

(発言する者あり)

吉田農林課長 補助金ですが、今回は設備ということで、1回だけの計画で単年度での補助となっております。

以上でございます。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしく申し上げます。

2点目の質問であります工事請負費、この内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。今回、補正予算を計上させていただきました工事請負費でございますけれども、デジタル田園都市国家構想交付金の葛城インターチェンジ周辺のエリアを軸とした観光産業創出事業におけます1年目のハード事業の1つとしまして実施するものでございます。この内示としまして税抜きとしての2,000万円の内示をいただきましたので、この内示を最大限に活用した中で進めていこうと考えております。

工事内容でございますけれども、ナイトタイム観光の取組としまして、しあわせの森公園内の階段であるとか展望広場を中心に、公園来園者の安全を確保するためのフットライトを設置すること等を予定しておるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 農業者の方の新規就農者の方のことについては分かりました。新たにまた設備投資があればまた申請されてということになるんかもわかりませんが、単年度ということで了解いたしました。

それから2つ目の質問でありました都市公園管理事業ですけれども、しあわせの森公園のところにフットライトの照明設備を付けるということで、国の補助金を利用して観光産業創出事業の1年目としてというふうなことでおっしゃいました。これ、1年目ということは、今後このしあわせの森公園周辺ということですから、道の駅の棟も含めてでしょうけれども、ここでは都市公園に関係することなので、今後、この1年目ということは何年かの計画の中でこのしあわせの森公園等を整備するご計画はあるのかどうか、そういうふうにご聞きしたいので、あればそういうその中身についてどういうことになってるのかお聞きしたいんです。

川村委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

この度の観光産業創出事業における1年目ということで、しあわせの森公園につきましてはこの事業のみとなっておりますので、以降についての計画はございません。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとご意見ということになるんですけれども、このしあわせの森公園の整備につきましては、過去、議会でも予算特別委員会でもかなり議論をしてまいりました。と申しますのは、彩り植栽ということで、あの斜面をどうするかということでコンサルタントに委託料も払って計画をして、低木でいくのかいろんな考え方があったと思っておりますけれども、それが今、芝桜が

植えられて、時期になったら大変美しくはなっているんですが、そのために全体計画が明らかにされないまま予算特別委員会で予算がつくと。吸収源対策公園緑地事業として予算がつく。聞いてみたら、芝桜を植えるんだと。それも何年か計画で。総予算が示されないまま単年度単年度で積み上がってきて、幾ら使うんだという議論になったんですね。それから管理費ですね。やっぱりそういうものをやれば、ずっと今後管理費が発生するわけで、葛城市の経常収支比率の問題、先日も議論がありましたけれども、葛城市は大規模公園が屋敷山公園、それから二上山ふるさと公園、葛城山麓公園、このしあわせの森公園、これかなり大規模ですから、この管理維持費のことが私は非常に気になってるし、議会でも議論があったところなので、私ちょっと、今回単年度ということですのでこれでいいんですけども、このしあわせの森公園を今後何らかの計画があるのであれば、事前に全体計画を出していただいて、これで完了ですと、大体そういうもんだと思うんですね。葛城山麓公園でも二上山ふるさと公園でも事業計画があって、何年度かで完成させて、これでひとまず終結ということになると思うんですが、しあわせの森公園についてはどういう使い方、将来像、まだまだ未完成なのかなという気もあるし、いやそれをもうちょっときちっとするんだったら、それなりに議会のほうにも一度そういうものが出てきたときにはテーブルにのせていただきたい、これは要望であります。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私のほうから1点だけ最後お願いします。7ページ、5款農林商工費、2目観光費、この中の12節委託料、多言語対応観光ホームページ作成業務委託料599万円。2025年の大阪・関西万博の海外からおいでになるインバウンドの方に向けて、あるいは現状、海外に住んでいらっしゃる方に向けての多言語対応化ということで、観光ホームページを作るということなんですけども、作るのはいいと思うんですよ。それを作りました、誰も見てくれませんかやったら意味ないんですよ。どうそこにインバウンドのところにアピールしてアプローチして、それを取り込んでいくかというところの計画は今どうなってるか、お聞かせください。

川村委員長 竹内商工観光プロモーション課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしく願いいたします。

こちらの事業もデジタル田園都市国家構想交付金を受けまして、葛城インターチェンジ周辺エリアのにぎわいの創出のために行う事業の1つでございます。葛城市はほかの自治体や観光協会にあるような観光サイトを持ち合わせておらず、情報発信の手段が限定的となっております。そのため、この度の交付金の事業を活用し、観光に特化したホームページを構築することで国内外の情報発信に向けた基盤整備に取り組んでまいります。議員のおっしゃるように、2025年には大阪・関西万博を控えておまして、インバウンドに向けた絶好の機会となることから、今年度に多言語ホームページを構築させていただくものでございます。

周知の方法でございます。現在、ビクターズビューローからツアーでインバウンドのお客

さんがたくさん来ていただいております。その方々に観光ホームページのQRコードをお土産の1つとして持って帰ってもらい、自国で拡散してもらえるような取組を考えております。また、ビジターズビューローや旅行会社を通しまして、海外の旅行会社への周知をお願いすることで拡散していきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ビジターズビューローで来られるツアー客というのは、自分が見たいからで、自分の興味だけで完結してると思うんですよ。その方がQRコードをもらったからと、わざわざその見たやつをまたもう一回見直して、それを帰ってほかの方に広告してくれるか、告知してくれるかというのは、もうはなはだ疑問なんです。多分しないと思います。やっぱりこれは県のそういう方策にのっとってそこに頼るんじゃなく、自前でやっていかんと駄目なことだと思うんですよ。やはりホームページでも何でもそうやけど、作るのはいいんですけども、その後うまく運用していったって、どういうふうにそれを新たな客を取り込んでいくか。既存のところよりも新たに開拓していくところがメインだと思うんですよ。そこがやっぱりいろんなところが不足してるかなというか、これから分かりませんが、そうしないとやっぱりこんなだけの費用をかけて作るんやったらもったいないです。正直、今のところ多言語対応ホームページをわざわざ作らなくても、もう最近ではブラウザの機能で自動翻訳してくれるんです。ほぼほぼその意味もそんなにおかしくないのができるんです。どうしても興味ある方は、そうやってでも今の日本語対応のホームページでも調べます。あるいは、行政がやってなくても個別に個人がやってはるところも含めて広く調べるので、そこであえてこの多言語のページを作るんやったら、どういうふうにアプローチしていくかということなんですよ。1つにはよくやってはるのが、ランディングページと言うんですね。その本体のホームページ以外に、客を呼び込むための要するに広告からでも何でもいいから呼び込んで、そこで一番メインとなる観光の情報を閲覧させるようなランディングページ、そういうのをまず作るほうが本当は有効なんです。それを本当に、もう言い方は悪いけどしょぼくてもいいんです。それを本体のほうに流し込むという、そういう仕掛けさえあったら、こんなにお金もかからないしもっと効果が上がりますよ。そのところが、この作っていただけたところがどこか分かりませんが、分かっているかどうかですよ。その作ったのはいいけども、その後の運用のほうももっと大事なんです。その運用が商工観光プロモーション課でもう頻繁に更新もできるか、あるいはできても時間的な余裕がなかったら駄目ですから、やはりそのところの計画をつくつとかなないと、もうこの金額が本当に粹に生きるかどうかというところの分かれ目になると思うんです。その辺また分かってらっしゃると思うので、重々うまくいくようお願いしておきます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと関連で、奥本委員おっしゃるとおり、作ってその後の運用などしっかりやっていただきたい、それは分かるんですけども、どういったことを周知のためのホームページ、どんなイメージのホームページを作らはんのかがちょっと見えなくて、どんなん考えてはる

んですかね。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いたします。

観光に特化したホームページということで、デザインから葛城市の観光イメージを普及することができ、例えば日本国技相撲発祥や神社・仏閣、それから日本酒などの日本伝統文化を前面に押し出してPRを仕掛けていくことが可能となります。また、市内の観光スポットやグルメ、それからモデルコースや体験などの項目に振り分け、閲覧者が検索しやすい仕様にするのはもちろんですが、行ってみたいくなるようなデザインを取り入れた魅力あるホームページを構築したいと考えております。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今とやかく言ってもあれなんですけど、先ほど奥本委員がおっしゃったみたいに、呼び込んでくるのも大事なんですけど、呼び込んできたときに何が言いたいかわかんホームページやったら、これもまた問題やと思うんです。そこも今、観光大使になっていただいたりいろいろアピールするところはいっぱいあるとは思いますが、その見た目といいましか機能もそうなんですけども、行ってみたいとかやってみてみたいと思わすことって、本当はプロのホームページを作る人じゃないと僕はできひんと思ってるんです。その辺をきちり業者と、ほんまに1万人見ても見るだけやったら意味がないので、奥本委員おっしゃったみたいに呼ぶのも大事なんですけども、その後、魅力あるようなホームページにするというのも更に大事やと思うので、しっかりとやっていただきたいなと思います。今はこれぐらいしか言えないんですけども、出来上がりを、完成を楽しみにしております。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっと関連なんですけど、これそもそも市役所のホームページありますやんか。ちょっと教えてほしいんですけど、市役所のホームページの中にこの観光のホームページがあるんじゃないかと、もう葛城市の観光のホームページができるというイメージなんです。それと、これ観光協会とは特に連携をしないというか、一緒なんかもしれんですけど、要は僕何が言いたいかわかんたら、いろんなグルメのお店とか、葛城市はいっぱいお店ありますやんか。そういうことを載せようとか思うと、市の運営のホームページは載せにくいんかどうかわかんないんですけど、そういう形でやっぱりいろんなお店があるし、そういうことを発信していくんやったら、どういうふうはこのホームページでされるんかというところも教えてほしいなというところですね。

それと、御所市とか香芝市はアプリがあるんですね、何かその観光の特化したアプリがね。そういうこともこのところでも考えられてるんかどうかというところも教えてほしいです。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。よろしくお願います。

今、作ろうということで考えていますホームページのほうは独立したものでございまして、当然、市のホームページのほうにバナーとかも付けてリンクするような形にはなっていますけれども、それから観光協会とどうということなんですけれども、今は取りあえず葛城市として観光に特化したホームページを作成するというで考えております。今後は観光協会との協議というか、それで一緒に連携してやっていくとか、そういうことを考えていくかとは思いますが、今は取りあえず市の観光ホームページということで考えております。

また、お店なんですけれども、今まではそういった公平性の観点からお店の情報などは載せにくい状況でしたけれども、今回作るホームページのほうは、食のこととかも載せていこうと考えてございまして、お店の情報とかも載せていくように、申請をいただいて載せていくというような形で考えております。

また、アプリなんですけれども、いろいろと検討した中で、今回はホームページを作成するというでしていきたいと考えております。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。お店のほうは載せていけるんですね、そしたらね、いろんなところを。それもやっぱりいっぱいいいお店もあるので、葛城市としてきちりその辺も調査して載せていっていただきたいなと思います。

アプリについては、これが軌道に乗ってちゃんとしたらアプリのほうもまた考えてもらえたらなと思うんですけど、今回は葛城市が市としてやりますけど、観光協会のほうともやっぱりきちり、もっと幅が広がっていくと思うんですよ、観光協会も体制を整えたらね。そやからよりいい発信ができると思うので、その辺も視野に入れながらやっていっていただきたい。市長どういふふうにホームページを、観光のこともあるんで市長のほうで考えをいただきたいなと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今回作らせていただきますのは多言語型のホームページですので、もうターゲットが決まっております。ですので、外国人の方を対象にしたホームページを作成いたしますので、そのような内容になるということでございます。ですので、外国人の方が興味を持って見ていただけるような内容のホームページにしたいということでございます。

また、国内観光につきましては、今回のところでは予算ベースではインフォメーションセンターのデジタルサイネージ等がございしますが、それ以外ではこの多言語ということはあくまでターゲットは外国人でございます。これはもう一般質問の答弁の中でも申し上げたところでございますけれども、作っていかんそれを見ていただけるのかというところのシステムを、それは予算ベースではございませんが、ソフト事業として最大限考えるようにという指示はしておりますので、それが先ほど少し話に出たところでございますけど、QRコード

の使い方であったりですとか、旅行会社等の海外の売り込みのところであったりですとか、それ以外についてもこれから考えてみたいなど。いかに見てもらえるのか、私どもが例えばフランスの田舎町を実際にホームページがあるからとって検索することはまずございませんので、実際にどのような形で見ただけなのかということは現地でないとあり得ないのかなという気もいたしますし、また研究してまいりたいと感じております。内容の詳細につきましては、これから業者とも詰めた中で適した内容になるように考えてきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。万博を見据えた形で、取りあえず早急にこのインバウンドに対応するためにこの多言語のホームページを作ると。それも本当に大事なことやと思います。けれども、言うてるように、国内観光にも活用できていけるようなホームページにしていかなきゃあかんと思いますので、これホームページはまたいろいろ変えていったりできるんですかね、そういうふうな。そういうことも含めて、葛城市観光をより一層盛り上げるためにご尽力いただけたらと思います。どうぞよろしく申し上げます。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお願いします。ページ数は8ページ、9ページになります。7款消防費の1項消防費、2目の非常備消防費の中の消防団運営事業の中の需用費443万3,000円、これについてご説明をお願いします。

それから、同じ目の消防施設整備事業の中の節が負担金補助及び交付金の190万円の、この内容についてお伺いします。特に、この内容については特定財源のところは国県支出金、その他となっておりますので、財源内訳も含めてご説明をお願いします。

川村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお伺いをいたします。

谷原委員のただいまの質問、まず1点目でございます。需用費、消耗品費195万8,000円と服装整備費247万5,000円合わせまして443万3,000円計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、消防庁の補助事業でございます消防団の力向上モデル事業というものがございます。こちらにつきましては、少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化により消防団を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、災害が激甚化、また頻発化する傾向にあることから、地域防災の中核を担う消防団の役割の重要性が増しているところというところになっていることから、こうした状況を踏まえての消防団の充実に対する取組強化として、令和4年度から創出された提案型の補助事業となっております。こちらの事業につきましては、昨年度、2月に事業提案を行いましたところ、令和5年4月6日付で採択の通知を受けましたことから、今回補正をさせていただいております。提案事業の内容といたしますのが、主に消防団の水防力の強化という内容での提案となっておりますことから、今回、需用費の195万8,000円につきましては、ゲリラ豪雨等の影響によるアンダーパスの冠水や水路の越水を

防ぐ手段の1つとして考えております簡易設置型の止水板50枚の購入費用、そしてまたそうした水防活動のときに着用いたします雨がっぱ、また作業用手袋、こちら消防団全員分の購入費用という内容となっております。

続きまして、消防団の施設整備事業の地域防災組織育成助成事業補助金の内容でございます。先ほどの消防団の力向上モデル事業については、10分の10、100%補助となっております。

続きまして、地域防災組織育成助成事業補助金につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施されている事業でございます、コミュニティ助成事業の1つと、そして内容といたしまして、自主防災組織が実施する防災資機材の整備に対する補助事業となっております。地域防災組織育成助成事業は、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業となっております、これに該当する事業について補助を行うものとなっております。今回、補助を受けられるのは、新村区で予定されております可搬ポンプ等の整備事業に係る補助金でございます、内容といたしまして可搬ポンプ1台、またそのほか吸管、消防用のホース8本等、そのほか装備品となっております。こちらも100%補助となっております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初のところで消防団の力向上モデル事業ということについて伺いたいんですが、これ提案型事業ということで葛城市から提案したものが採択されたということですが、水防力を強化するというのは消防団にとって今後の大きな課題になっていると思います。特に、線状降水帯等の発生、葛城市内でも河川の氾濫等ありますし、水防力が今後、消防団の活動でウエートを占めるので、ところが機材があまりないということで、この間そろえていただくといいことですが、これは継続的にこの事業を国の事業として、来年度、再来年度と継続されるものなのか、来年度、再来年度も含めてこの事業、つまり国の消防団の力向上モデル事業をされていくものなのか。あるいは、例えば葛城市がモデル事業として採択されたので、これは例えば3年間なり継続的に強化されていくものなのか。あるいは、単年度ごとに提案して採択されていくものなのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。これ1つですね。

それから2つ目の質問のところですが、これも財源のところでは先ほどご説明がありましたけれども、ページ数で言うと5ページの1、歳入、14款国庫支出金の2項国庫補助金、その5目の消防費国庫補助金というところに消防団の力向上モデル事業補助金ということで10分の10と出るところに、この国庫支出金の、そうか、国庫支出金は違うんか、勘違いしてました。全額これはあれですね、そして可搬ポンプについては宝くじだけの分で、国庫補助金は全く関係なく、もう宝くじだけのものでやっているということなんです。分かりました。

それでちょっと気になったのは、地域防災組織、地域に自警団がある団体があるんですけ

ど、そのときに可搬ポンプというのはやはり市の補助事業としては2分の1とか、要請があればそういうことになるのでしょうか。それとも、要は宝くじの採択されるのを待ち続けなければ可搬ポンプが設置できないのかどうか、このことについてお聞きします。ちょっと質問がごちゃごちゃして申し訳ないですけど、分かっていただけでしょうか、質問の意図は。そういうことでお答え願います。

川村委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

まず1点目でございます。消防団の力向上モデル事業の補助は、これは毎年継続的に続くものかどうかというお問い合わせだと思うんですけども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました令和4年度からスタートいたしました新しい補助事業、提案型の事業となっております。実は令和4年度につきましても葛城市のほう応募いたしまして採択のほうをいただいております。今回、2年連続なんですけども、実績といたしましては、そんなにほかの自治体から提案がなかったみたいでございまして、今回2年連続でいただいたところでございますけれども、また引き続きこういった事業を継続されるようであれば、積極的に応募のほうを続けていきたいと考えております。

また、今、2問目の質問でございます地元自警団等の可搬ポンプ等に対する補助はないのかと、市のほうではどうかというところのご質問でございますけれども、今現在のところ、そのポンプ自体に対しての補助はございません。大字からそうした要望がございました場合は、今回、新村区のほうから採択を受けられました宝くじ助成、そういった制度がございますので、そちらのほうでというところをお願いをしておるところでございます。ポンプはないんですけども、ホースであったり筒先であったりと、そういった消火栓絡みの備品等の補助につきましては3分の1補助というところでさせていただいておりますので、そちらのほうを案内はさせていただいております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これは意見ということになりますけれども、水防のほうに力を入れていきたいということで、議会としてもそういう声を消防団の方から伺う機会があったりしたこともありまして、予算特別委員会などでも水防の装備品、これをぜひ充実させるために、多分まだほかの市町村が動いてない段階ですので、どんどん提案していただいて充実させていただいたら嬉しい、ありがたいと思います。

それから2つ目ですけれども、この可搬ポンプなんですけれども、私が気になっておりますのは、この間、市内でも火災が続きました。先日もお亡くなりになる方がおられて、市長は最後まで確認のため現場に夜遅くまでおられたようです。本当に亡くなられた方にはご冥福をお祈りいたしますけれども、本当に火災が相次ぐということがありまして、幸いなことに強風ではなかったので類焼するということはありませんでしたけれども、やっぱり消防力を高めていくということが改めて私は大事だなと。広域消防になりまして初期消火の大切さということを感じるのが最近多いんです。初期消火、広域消防が来れば全て消防活動は広域

にお任せいうことになるんですが、最初の初期消火をどうするかということで、可搬ポンプなども、これは狭い路地が多いところでは非常に効果的などころもありますし、何がいいのか私も分かりませんが、やはり市としてこの消防力の向上ということ、この宝くじの財団のほうから補助対象として申請になったからということではなくて、できたら計画的に消防力を高めるようなことをぜひ検討いただけたらと、これは要望を申し上げておきます。以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようでございますので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

川村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様、慎重審議、本当にありがとうございました。非常に時間も抑えながら、皆さんの的確なご質問があって、いろいろな補正予算に対する確認をさせていただき採決に至ったわけでございます。これから、社会的な状況もいろいろと変わってまいります。先ほどからDXの推進がある、そういった自治体の流れからも、いろいろとそういったデジタルを使った行政運営というものがこれからの課題となります。こういった議論ができましたこと、本当に委員長として大変ありがたく思います。最後の最終日に至りまして、まだ特別委員会もごさいますけれども、皆様におかれましては体調管理されて、しっかりとまた議会に臨んでいただきたいということでお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時09分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

川村 優子